

番号	物価高騰への支援の拡充について
項目	<p>昨今の物価高騰は、児童福祉施設の運営に大きな影響を及ぼしております。特に、食材費・光熱費・衛生用品等の必要経費が軒並み上昇しており、子どもたちの健やかな生活を維持するための基盤が揺らぎかねない状況です。</p> <p>これらの費用増加は、施設の独自努力によって吸収できる範囲を超えており、今後の持続的な運営や職員の確保にも支障を来す懸念がございます。</p> <p>つきましては、大阪市として児童福祉施設への支援策をご検討賜りたく、以下のような支援を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物価高騰に対応するための補助金制度の新設または拡充 2. 食材費の購入に対する特別加算制度の導入 3. 光熱費等の支援対象への拡大 <p>未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境の整備は、地域社会全体の責任であり、官民が連携して取り組むべき課題であると考えております。何卒、実情をご賢察のうえ、前向きなご検討をお願い申し上げます。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では物価高騰の影響が長期化している中、社会福祉施設等がその影響を強く受けていることを踏まえ、令和6年度に重点地方交付金を活用した物価高騰対策支援を実施したところです。</p> <p>また、措置費制度においては物価の推移等を考慮した単価の改定が毎年度行われていますが、改定や精算の時期によっては急激な物価高騰に対応できず施設における支出負担が過大となる状況にあることは認識しております。</p> <p>措置費単価改定と物価高騰の乖離がある場合は、国等の動向を注視しながら検討を重ねてまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050</p>

番号	人材確保支援を含む、職員処遇改善について
項目	<p>近年、児童福祉分野における人材不足は顕著であり、専門性を有する職員の採用・定着が困難となっております。特に、処遇面での不安が離職につながるケースも少なくなく、結果として施設の安定運営や児童へのサービス提供に支障を来す恐れがあります。</p> <p>職員が安心して働き続けられる環境整備は、児童福祉の質的向上に直結する極めて重要な要素であり、市として以下の施策をご検討賜りますようお願い申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉施設職員に対する賃金加算の拡充 2. 処遇改善のための継続的な財政支援の制度化 3. 新規職員の確保に向けた広報・研修支援の強化 4. メンタルヘルスや職場環境改善に関する支援プログラムの導入 <p>子どもたちの健やかな育成には、安定した人材確保と職員の働きやすい環境整備が不可欠であると考えております。何卒、現場の実情をご理解いただき、前向きなご支援をお願い申し上げます。</p>
	<p>(回答)</p> <p>平成 29 年度より、児童養護施設等においても、処遇改善費が措置費に盛り込まれ、夜間を含む業務内容や、職務分野別のリーダー的業務内容等を評価する処遇改善を行っており、施設の判断により必要に応じて加算額を加算対象職員以外にも配分することができる制度となっております。しかし、施設の小規模化・地域分散化等の推進に伴い、児童養護施設等における職員の人材不足の深刻化が見込まれる中、一定の処遇改善が図られたものの不十分であるため、人材確保策、離職防止策の制度創設とともに、更なる措置費の引上げに加え、業務の困難性・特殊性に見合った手当の創設等の処遇改善について引き続き国に要望しております。</p> <p>なお、令和 7 年度より、児童養護施設・乳児院等における負担軽減・定着支援事業を開始し、直接処遇職員の業務負担軽減、職員の確保に関する取組に要した費用の補助、職員への一時金を交付することにより、一定の改善が図られるものと考えております。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8292</p>

番号	乳児院・児童養護施設からの共通要望事項（１）（２）
項目	<p>（１）令和４年児童福祉法改正により、こども家庭福祉の実務者の専門性向上と児童虐待の予防的かつ包括的な福祉的支援等をめざして、令和６年度より認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設されました。子ども家庭庁は、こども家庭ソーシャルワーカー資格取得を促進するために、研修受講支援のための費用や資格取得者の配置する場合の措置費としての当該職員への加算など新たな補助を創設しています。</p> <p>当連盟でも数名の職員が試験に合格しています。大阪市の子ども家庭ソーシャルワーカー設置に対する見解及び資格取得促進支援にかかる対応等について、施設が高機能・多機能化を求められる現状を踏まえ、今後の本市の考え方及び方向性をお示ください。</p> <p>（２）人材確保が厳しい折、人材の定着が課題となっています。産休・育休を取得した職員が復職をめざす際、保育所申請をしますが、施設職員の「基準点数」が低く入園できない状況が生まれています。施設職員も保育園保育士と同等の「基準点数」にし、職員が定着できるようにされたい。</p>
	<p>（回答）</p> <p>（１）</p> <p>こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得者を施設職員として配置した場合、今年度より措置費加算に対応してまいります。</p> <p>資格取得促進につきましては、昨年度実施しました各施設へのアンケート調査結果等をふまえ、まずは、施設職員の人材確保策や資質向上にかかる研修参加補助に取り組んでまいります。</p> <p>（２）</p> <p>保育士等のこどもに係る優先的な利用調整については、平成 29 年 9 月 29 日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省連名通知「保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて」を受けて、大阪市内の保育の受け入れ枠の増加につながることから本市の関係要綱に具体的な取扱いを定めて実施しているものです。児童福祉施設の施設職員の利用調整における取扱いにつきましても、国の動向を見ながら検討してまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356</p> <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8037</p>

番号	乳児院からの要望事項 1. (1) (2) (3) (4) (5)
項目	<p>(1) 子ども1人に対して、最低でも3人の職員配置をされたい。 不安定な環境の中で出産した乳幼児（未受信、自宅分娩など）は、その成長過程で心身に少なからぬ影響を及ぼすため、より一層の支援の充実のため職員配置基準の改善と夜勤体制の充実を確保するためにも職員配置を改善されたい。</p> <p>(2) 障害児への手厚い支援のための加算の充実と担当職員の配置をされたい。 障害のある子どもひとりに対し職員ひとりの配置とし、さらに理学療法士・言語療法士・作業療法士・心理職等の補助単価のアップをされたい。</p> <p>(3) 低出生体重児への支援を充実されたい。 「乳児院病虚弱等児童加算費」の適用拡大、また事故防止徹底のための機器（乳幼児体動モニターとPCの連動システム）は欠かせないものであり、最新機器への導入費用も含め、全額補助とされたい。</p> <p>(4) 乳幼児の予防接種は、インフルエンザ・新型コロナウイルス・RSウイルス等すべて対象とされたい。</p> <p>(5) 医療機関への通院や里親家庭の訪問等に係る職員交通費の補助をされたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>(1) 職員配置の充実につきまして、乳児院という特性上、入所児童の夜間における体調の急変や、24時間一時保護委託の受入れ等が発生していることは認識しているところです。本市としましては、施設の小規模化に伴い、夜間の勤務体制の確保が困難な状況からますます重くなっている職員の負担を軽減するため、国に対し、他の指定都市等と連携しながら、職員配置基準の改善について要望してまいります。</p> <p>指導員等の補助者の配置に関しましては、国の児童養護施設等体制強化事業における財源を活用し、本市の児童養護施設等入所児（者）処遇向上援護費の事業実施を行っており、夜間等の補助職員につきましても、当該事業において一定の経費支援が行われます。</p> <p>(2) 障がい認定された入所児に対する「障がい児加算」につきましては、障がいに適切に対応できる処遇水準の確保と、施設の負担軽減を図るため、新たな加算制度の創設等が必要であると認識しており、他の指定都市等と連携しながら国に対して引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、障がい等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を実施する障害児等受入調整員の雇用、及び、入所児に対して専門的な療育を行う理学療法士等の専門職員配置につきましては、児童養護施設等入所児（者）処遇向上援護費において一定の経費支援が行われます。</p>

(3)

低出生体重児を含め医療的ケアが必要な児童に対する支援について、より一層の充実が必要であると認識し、乳児院病虚弱児等加算の対象児童の要件緩和について、国に要望してまいります。また、医療機器（備品）の導入に係る費用についての補助については、国の状況等を注視していきたいと考えております。

(4)

予防接種費用については、予防接種法に規定する A 類疾病を予防するための予防接種等にかかる経費が措置費支弁されており、その対象について、RS ウイルス感染症や流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）が加わり拡大されてきているところではありますが、すべての接種を対象とすることについては、国の状況等を注視していきたいと考えております。

(5)

医療機関への通院に係る職員交通費の補助につきましては、近年、虐待等不適切な養育により、発達未熟、障がい、アレルギー等が見られ、通院のニーズが増えていると認識しております。より一層の充実が必要と考え、通院等にかかる経費の財政措置について、他の指定都市等や国の状況をふまえ、対応について検討してまいります。

担当

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課
電話：06-6208-8356

番号	乳児院からの要望事項 2. (1) (2) (3) (4)
項目	<p>(1) 安心して対応できるよう一時保護委託費を充実されたい。</p> <p>大阪市内において緊急一時保護の乳幼児も増加しています。そのため空床の一時保護委託児への加算の充実と一時保護専用室を設ける「一時保護実施特別加算費」は、敷地内やいわゆる外だしであっても、最低でも職員配置基本部分（利用人数6人）2.5人と地域分散化加算3人までの配置とし、さらに、常時2人体制の夜勤が可能となるように職員の配置をされたい。</p> <p>(2) 一時保護委託児童をユニット加算の対象にされたい。</p> <p>(3) 一時保護委託前の検診を徹底されたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の完全な収束が見通せない中、今後ますます委託前検診は必須となります。これまで情報が不十分な中でも受け入れをしてきましたが、その子どもの命と在籍児童の命と安全を守る為にも徹底されたい。</p> <p>(4) 病虚弱児加算の適用を拡充されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のアレルギーのある乳幼児に常時処置する必要がない場合がある。しかし、アナフィラキシーを起こさないよう職員が付ききりでみなければならぬ子どもなどに対しても加算（特例として）の対象とされたい。 ・理学療法士を加配していなくても、リハビリに通所し医師や理学療法士の指導の下、看護師・保育士が訓練をしている時間を点数に反映されたい。
	<p>(回答)</p> <p>(1)</p> <p>一時保護専用施設の職員配置基準は、国の「一時保護実施特別加算費実施要綱」により、専任の児童指導員等2名及び管理宿直等職員の3人体制となっていますが、一時保護委託の件数が増加している現状をふまえ、加算制度の充実を国に対して要望してまいります。</p> <p>(2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア加算について、現状、小規模グループケア全体で対象となるこどもの各月初日の平均在籍数が3人を下回る場合は加算が認められないことは本市も認識しているところであり、今後も国の動向等を注視してまいりたいと考えています。</p> <p>(3)</p> <p>一時保護委託時には、乳幼児の健康上の安全の確保が重要であることから、児童の発達・発育状況、アレルギー情報の収集など健康面で配慮すべき事項を保護者や関係機関から聴取し、その情報を速やかに共有するように努めています。</p> <p>また委託前健診について、こども相談センター開庁時は受診を原則としています。</p> <p>① 医療機関からの退院と同時に一時保護委託となる場合は、医療機関から受領した診療情報提供書や看護サマリー等の情報を引き継ぎ、安全に過ごせるよう配慮を行って</p>

ます。

- ② 在宅から一時保護委託を行う場合は、原則センター診療所や一般診療所で健診を行った後に委託しています。

緊急対応等により一時保護委託前の受診が困難な場合は、それに代わる対応についてご相談させていただいております。

今後も一時保護委託先である乳児院と必要な情報を共有しながら、対応してまいります。

(4)

現状、アレルギー単体で乳児院病虚弱等児童加算の対象とすることや、理学療法士を加配していなくても、リハビリに通所し医師や理学療法士の指導の下、看護師・保育士が訓練をしている時間を点数に反映されることは困難であり、乳児院病虚弱等児童加算が実態に即したものとなるよう、加算の対象児童の要件緩和について国に対して要望してまいります。

担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356 こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100
----	--

番号	乳児院からの要望事項 3.(1)
項目	<p>(1) 里親支援事業の充実について 「里親委託等推進委員会」での成果や課題、今後も関係機関との連携のあり方や効果的な手法の検討をお願いします。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、令和4年度から「大阪市里親委託等推進委員会」の運営をフォスタリング機関に委託して実施しています。本委員会は年2回開催し、里親委託推進のために、里親制度の普及啓発や里親支援のあり方等について、意見交換し、助言をいただいています。</p> <p>令和7年4月より里親支援センターが4か所開設したことにより、更なる委託推進に向けて、里親支援を担う関係機関との連携およびチーム養育のあり方や、効果的な普及啓発の手法について検討してまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100</p>

番号	乳児院からの要望事項 4. (1) (2) (3)
項目	<p>(1) 「市町村担当専門相談員」(仮称)の配置をされたい。</p> <p>(2) レスパイト・ショートステイの利用について、述べ人数を暫定定員計算に導入し利用料金の補助をされたい。</p> <p>(3) ショートステイの利用される保護者において、対応困難なケースについては、区やセンターからの依頼とされたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>(1)</p> <p>本市としましては、在宅家庭における虐待予防や施設退所後のアフターケア等における市区町村と施設との連携は重要であると認識しています。引き続き国の動向および他の指定都市等の状況等を注視し検討を重ねてまいります。</p> <p>(2)</p> <p>施設における暫定定員計算における一時保護委託児童については平成30年度から一定の配慮がされることになりました。レスパイトケアやショートステイについても施設における受け入れ枠を圧迫する要因であることは認識しており、国や他の指定都市等の状況を注視し検討を重ねてまいります。</p> <p>(3)</p> <p>子どものショートステイ事業につきましては、本市が社会福祉法人と業務委託契約を締結し、各児童福祉施設において事業を実施しております。</p> <p>委託業務の内容といたしまして、「利用を希望する保護者に対し適宜面談等を行い、保護者から提出された利用申請書を大阪市担当者へ提出すること」となっています。</p> <p>これは、各施設の状況により受入れが可能かどうかを判断するためであり、区やセンターからの依頼となると受入れが前提での対応となり、各施設において更なる負担が発生する可能性がございます。</p> <p>しかしながら、対応困難なケースにおきましては種々の課題があることは認識していることから、他の指定都市等の状況を注視し、検討を重ねてまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356</p> <p>こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話：06-6208-8112</p>

番号	乳児院からの要望事項 5.(1)
項目	感染児童において高熱発生などの急性期時には医療機関での対応をお願いしたい。又一時保護受け入れ後に発症や症状が出た場合は受け入れ先の医療機関の確保をお願いしたい。
<p>(回答)</p> <p>一時保護を要する乳児が新型コロナウイルス感染症に感染して高熱等の症状がある場合、こども相談センターにおいて医療機関を受診させ、必要な治療や薬の処方、対応についての助言を受けたうえで、受入れについて相談をさせていただきます。また、乳児院で一時保護委託を受けていただいた乳児が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、状況に応じて医療機関の受診について調整、対応いたします。</p>	
担当	こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	児童養護施設からの要望事項 1
項目	<p>近年の物価高騰は、施設を運営する法人にとって深刻な影響を及ぼしています。今後も大阪市の継続的な支援をお願いしたいと考えております。また、物価高騰に伴う給付金等については、被課税世帯への給付だけでなく、利用者の負担を肩代わりしている施設運営法人への給付もご検討いただけないでしょうか。施設が安定的に運営を続けられるよう、柔軟な給付方法への見直しを要望いたします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、物価高騰の影響が長期化している中、社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、社会福祉施設等の負担軽減を図り、安定的な事業継続を支援することを目的として、令和6年度に重点地方交付金を活用した物価高騰対策支援を実施したところです。</p> <p>また、児童養護施設等では、児童入所措置費の単価改定が行われ、児童養護の一般生活費（一般分）において、令和6年5月には前年度から+3.4%の改定、令和7年7月には前年度から+2.8%の改定となっております。</p> <p>長期化する物価高騰が各施設に与える影響を的確に把握し、国の動きも注視しながら必要に応じて措置費の適切な単価改定を求めてまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050</p>

番号	児童養護施設からの要望事項 2
項目	<p>近年のICT技術の進展は著しく、業務の効率化や情報管理の向上など、さまざまな分野で導入が進められております。私ども児童養護施設においても、こうしたICTの利活用を進めることにより、職員の業務負担を軽減し、より質の高い支援を子どもたちに提供できると考えております。しかしながら、福祉の現場においてはICTの導入が他分野に比べて遅れており、現場の職員もICTに関する基礎的な知識やスキルが十分でないのが実情です。そのため、ICTの導入には職員向けの基礎的な研修や継続的なサポートが必要不可欠と考えています。つきましては、職員向けICT研修の実施や受講に対する補助、ICレコーダーをはじめとする業務効率化に資する機材購入に対する補助を要望いたします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>児童養護施設等におけるICT活用については、国において「児童相談所等におけるICT化推進事業」による補助を実施するなど、ICT化を進めているところです。</p> <p>本市におけるICTに関する支援のあり方については、引き続き国の動向などを注視しながら、新たに検討してまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050</p>

番号	児童養護施設からの要望事項 3
項目	<p>現在、高校生の塾代として上限月額 20,000 円～25,000 円の補助金給付ですが、高校生の塾代は年間で約 50 万～70 万円（週 3 回～5 回程度通塾）夏季や冬季に開催される特別講座は 20 万程度必要で、また大手有名塾だと合わせると 100 万円以上の経費がかかります。現状、高校生が通勤すると殆どの施設がその差額を支払っており場合によっては倍以上の負担を背負います。ここ数年、大阪市児童福祉施設連盟の中学生 3 年生の進学率は 100% 近くに達しており、高校 3 年生においても 40% 以上の進学実績があり今後も増える見込みです。ぜひ大阪市の単一助成で補助金の増額検討をお願いします</p>
	<p>（回答）</p> <p>現状、高校生の塾代に対して、措置費の支弁が不足しているケースがあることやその不足分を施設が持ち出していることは認識しており、こどもが将来の自立に向けて必要な力を身に付ける機会を確保するため、上限のない実費額の支弁について、引き続き国に対して要望してまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356</p>

番号	児童養護施設からの要望事項 4
項目	<p>これまでの要望では、大阪市が保育所職員の皆様に提供されている手厚い住宅補助や、新規採用・勤続継続のお祝い金といった支援策について、社会的養護施設で働く職員にも同様にご検討いただきたいとお願いしてまいりました。大阪市が今年度より「負担軽減・定着支援事業」として、ケアの難しい子どもへの支援や夜間業務等にかかる雇い上げ費(上限 4,534,000 円)や、離職防止のための施設職員一人あたり 180,000 円の給付を決定してくださったことには、心より感謝申し上げます。これは、社会的養護施設職員の負担軽減と定着支援に向けた、大変重要な一歩であると認識しております。</p> <p>しかしながら、現状では、保育所職員に適用されている様々な補助金と比較いたしますと、まだ十分な支援とは言えない部分もございます。子どもたちの健やかな成長を支える上で、社会的養護施設の役割は非常に重要であり、その担い手である職員へのきめ細やかな支援が不可欠であると私たちは考えております。</p> <p>つきましては、引き続き社会的養護施設職員への更なる支援拡充について、下記のとおりご検討いただけますと幸いです。</p> <p>要望事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅費補助の導入：保育所職員に適用されている住宅家賃補助制度と同様の制度を、社会的養護施設職員にもご検討いただけないでしょうか。 ・その他の採用・定着支援策の適用：「ウェルカム採用補助金事業」をはじめとする、保育所職員にのみ適用されている各種補助金事業につきましても、社会的養護施設職員にも同様に適用をご検討いただけますと幸いです。
(回答)	<p>保育所職員と社会的養護が必要な児童施設の職員とでは、支援事業に差があることで職員採用において不利になっていることは認識していることから、国に対し支援策の創設を求めていくとともに、他の指定都市等の状況を注視し検討を重ねてまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8292</p>

番号	児童養護施設からの要望事項 6
項目	<p>発達障害をはじめ何らかの障がいを抱えた子どもたちが、施設から自立するケースが増加傾向にあります。</p> <p>施設を退所後も継続して支援を受けながら自立した生活を送るため、入所中より「区分認定」「受給者証」「障害年金」「成年後見人」等の様々な申請及び契約の他、「放課後デイサービス」「グループホーム」「相談支援員」等、先方との渉外を保育士等が担っており、日常業務に対する相当な負荷となっている現状があります。</p> <p>障がいサービスは複雑な制度になっているため、より専門的な知識を持つ職員のサポートが必要と考えます。家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員のような『障がい支援専門相談員』等の増設を望みます。</p>
	<p>(回答)</p> <p>障がい認定された入所児に対する「障がい児加算」につきましては、障がいに適切に対応できる処遇水準の確保と、施設の負担軽減を図るため、新たな加算制度の創設等が必要であると認識しており、他の指定都市等と連携しながら国に対して要望してまいります。</p> <p>なお、令和6年度より障害児等受入体制等強化事業として、障害児等受入調整員の雇用配置に対して補助を実施することとなりました。当事業は、施設において障がい等を有する児童の受入及び支援体制の強化を図るため、障害児等受入調整員を配置し、障がい等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を実施することを目的としていますので、活用をご検討ください。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356</p>

番号	母子生活支援施設からの要望事項 1
項目	<p>一時保護時の司法審査開始後・共同親権法律制定後も母子が安心して生活できる居場所を確保する配慮と、こどもの安全を優先していただきたい。</p> <p>母子生活支援施設への入所理由で夫等のDVからの避難というものはいまだ多い。避難の過程で母子ともに大きく傷つき、入所以降それを起因とした症状等で母子関係についても危機的状況になることがある。</p> <p>その中で母が子の一時保護を求めた際、「避難元の夫等に母子の状況を説明して一時保護をする旨の連絡をいれる」と言われるが、その結果、支援者にヘルプを出すことのハードルが上がり、重ねての精神的重圧、更なる親子関係危機の要因になっている場合がある。</p> <p>上記のような事情があり切迫した状況におかれた母子に対しては一律ではなく、世帯の事情を重々汲んだ対応をしていただきたい。また子の危機の予防的観点からも、母からのヘルプによる一時保護の間口が狭められることのないよう強く要望する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>DV事案において、加害者とされる親権者等のDVにより被害者・児童が避難している場合には、一時保護の説明及び意見の確認のために当該加害者とされる親権者等に連絡をとること（及び一時保護決定通知書を送付すること）の是非については、対応を一律とするのではなく世帯の事情を汲んだ上で慎重に検討を行います。</p> <p>その場合の判断要素として、暴力・脅迫の程度や危険度、児童の監護の程度、離れてからの期間等を考慮し、こども相談センターから加害者とされる親権者等に連絡をとることで、被害者及び児童の所在が探知され危険が及ぶおそれがあるかどうかなどを検討することになります。児童の利益を最優先に考えます。</p> <p>以上のことから、DV避難をしている母子に関しても一時保護の相談に対する間口が狭まることのないよう対応してまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100</p>

番号	母子生活支援施設からの要望事項 2
項目	<p>児童施設等における職員定着支援事業の交付対象者については、○当該年度中に社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）の対象者となっている児童指導員、保育士、母子支援員 ○常勤職員又は常勤的非常勤職員の要件を満たしている者 ○引き続き翌年度に勤務を継続する者 とある。</p> <p>現場の職員の中には産休育休を経ての復帰や、介護や傷病明け、家庭事情を抱えつつも、様々な調整に苦慮しながら辞めずに仕事を継続している職員がいる。そのような職員が朝早い時間帯や、夜間以外の部分を重く担っていること、また基幹的職員が様々な場面でのフォローをしていることにも支えられて、24 時間施設の現場が回っている状態といえる。</p> <p>しかし、示された交付対象の条件では、上記職員が除外されてしまうことになる。宿直や夜勤、夜間勤務に従事せずとも、上記職員がこの事業から外れることのないよう、「社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）の対象者」の条件を再考されたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>児童養護施設等より、「夜間勤務や休暇がとれないなど」の勤務形態によるものや「給与面」の不満、「こどもへの対応が困難」といった理由による職員の離職が多いという意見と、社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）の上乗せ加算が職員定着支援に役立つという意見が多く寄せられたため、交付対象の条件を設定したところです。</p> <p>本事業は令和7年度より開始したところであり、今後、事業の効果検証を行い、より職員の定着支援に役立つ施策について検討してまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8058</p>

番号	母子生活支援施設からの要望事項 3
項目	<p>母子生活支援施設は、精神的に不安定な子や発達に課題を抱える子も年齢や時期を問わず受け入れ、施設内の専門職員が連携して、子どもと母親に切れ目のない支援を提供している。これは、地域の保育園では難しい、施設ならではの機能である。</p> <p>母の仕事や育児の負担が子の情緒や行動に影響を与えることがあるため、施設内に保育士が一定数いれば、母は安心して仕事ができ、母子ともに自立に向けた生活リズムを整えられると考える。</p> <p>母子生活支援施設はインケアのみならず、親子の関係再構築支援や退所後のアフターケアに加え、地域の多機能化・高機能化の要請に応え、地域支援にも積極的に取り組んでいるところである。今後は、さらに地域や関係機関との連携を強化していく必要がある。</p> <p>保育士やファミリーソーシャルワーカーを配置することで、多職種連携による質の高い親子支援、親子関係再構築プログラムの実施、そして子育てに関する継続的なアドバイスが可能となる。</p> <p>入所中の子と母の安心した生活と子どもの健全な成長を保障し、退所後も途切れない支援を継続するため、また地域住民が気軽に相談できる窓口として機能するために、国に対して現状に加えた保育士配置と、ファミリーソーシャルワーカー配置に関する加算の拡充・新設を強く要望する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>母子生活支援施設という特性上、子どもと母親に切れ目のない支援を提供する必要があること、さらには、親子の関係再構築支援や退所後のアフターケア、地域や関係機関との連携を強化していく必要性があることについては本市も認識しているところです。ファミリーソーシャルワーカーの配置を含めた職員配置の改善につきまして、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望してまいりたいと考えております。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8058</p>

番号	障害児入所施設からの要望事項 1
項目	<p>長期にわたる物価高騰により、光熱水費や食材料費等の負担は増える一方であり、利用者への負担転嫁もなかなか困難である。例えば、食事提供加算は一定単位である中、米や野菜等あらゆる食材費の高騰により施設負担は著しく増大している。また、災害・感染に対する備蓄等の物品も同様に高騰していることから、基本単価を物価スライドに合わせた上昇率に合わせることを、国や大阪府に要望していただくとともに、補助金等の大阪市独自の措置を検討していただきたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>令和6年度において、エネルギーや食料品価格等の物価高騰に対する対応として、影響を受けている社会福祉施設等に対して負担軽減を図り、もって安定的な事業継続を支援することを目的として大阪市社会福祉施設等物価高騰対応支援金を交付しました。</p> <p>しかしながら、物価高騰については現在も継続していることから、国において障がい福祉サービス事業所に対する財政措置等の必要な支援や、その単価が適正に告示等に反映されるように要望していきます。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	障害児入所施設からの要望事項 2
項目	<p>福祉現場での人材不足は深刻化しており、通所、入所を問わず、利用者対応への加配人材を配置できなかつたり、利用定員数の減員を余儀なくされたりとサービス提供の質の低下を招く事態となっている。障がいのある子(者)が安心してより質の高い福祉サービスを利用できるよう、人材確保及び育成・定着に向けた給付金の支給や定着支援事業や体制強化事業、家賃補助等の施策を実施していただきたい。</p> <p>* 貴市青年局では「児童養護施設等における職員定着事業」を実施し、職員一人当たり18万円を支給されます。同じ子どもを対象とする職員として障害児施設への同事業の実施を要望します。</p>
	<p>(回答)</p> <p>児童養護施設等に入所する児童の約7割が被虐待経験等のあるケアニーズの高い児童であり、十分なケアを行うには専門的知識や経験等に基づく高い支援力が必要となります。しかしながら、児童指導員等の離職率が高く、人材不足により施設の体制が安定せず、被虐待児等の受け皿不足により受入れ調整に時間を要していることで一時保護所の入所期間の長期化につながっている状況や、今後施設の小規模グループケア化により少人数での職員体制となり、業務負担が多く、職員の人材不足に拍車がかかることが危惧されることから、一時保護所における施設入所待ち児童の解消や、児童養護施設等において児童の受け入れができない状況の解消、こどもの支援力低下の防止などを目的として「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」を実施しているところです。</p> <p>障がい児入所施設については、障がい児は措置時においても、一時保護所ではなく障がい児入所施設に一時保護委託となることから一時保護所の長期化に至らないため、本事業の対象とはしていません。</p> <p>今後について、障がい児通所、入所施設の児童や職員の実態を注視しながら、地域に応じた職員の確保や定着が効果的に図られるように、国に対して財政措置について要望するとともに、必要とする支援について検討してまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	障害児入所施設からの要望事項 3
項目	<p>貴市では、「障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び・共に育ち・共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校・義務教育学校で学ぶことを基本としています。」と就学相談のホームページ等で示されています。しかし、実際には加配職員や看護師の手配ができない等の理由で、入園、入学を断られたり、保護者の付添を求められたりと、保護者やご家族への負担を強いられるケースが生じています。受け入れ体制の構築等、あらゆる障がいを理由とする入園、入学拒否や待機児童、保護者負担の速やかな解消を求めたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児（医療的ケア児）の受入れには保育士（看護師）の確保が必要であることから、加配保育士等（医療的ケア児対応看護師等）の件費助成や、障がい児の受入れに必要な教材・環境備品購入費の助成を行っています。また令和6年度より、医療的ケア児対応看護師にかかる件費助成を、これまでの保育短時間（8時間）対応から保育標準時間（11時間）対応に拡充し、常勤の専任看護師1名での対応としていたところを、複数の看護師による対応を可能とし、また医療的ケア児にかかる災害時の物品購入助成事業を拡充しております。</p> <p>なお、保育所等での障がい児の受入れは年々進んでおり、令和7年4月1日現在の待機児童数は0人となりました。しかし、いまだ受入れのない施設があることも事実であり、課題であると認識しております。全国的に保育士の確保が困難な状況に加え、特別支援保育のノウハウがないなど、スキル面での課題もあり、発達支援プログラム冊子「できた！わかった！たのしいよ！」の発信や、民間保育所の保育士等を公立保育所に迎え入れ、実践研修を行う「特別支援保育実践交流研修事業」などにより、特別支援保育のノウハウを伝えるとともに、民間保育施設の相談に応じるための特別支援保育巡回指導講師を増員し、ソフト面からの支援も継続して行っているところです。引き続き、障がい児の受入れ促進に取り組んでまいります。</p> <p>市立幼稚園においては、支援を必要とする幼児の状況や在籍数など、園全体として必要な支援の状況を精査し、総合的に判断して「幼稚園介助サポーター」を配置しております。介助サポーターの配置に当たっては、幼児の実態とそれに対して必要な支援を各園から丁寧に聞き取ったうえで状況を精査し、こども青少年局と連携しながら、より実情に応じた配置に努めているところです。</p> <p>また、教育委員会といたしましては、障がいのある幼児の入園について、どのように園生活を送ることを期待されているか等、まず保護者の思いを受け止め、家庭と連携しながら適切な支援の構築に努めること、園の状況、支援体制等について丁寧に説明を行い、障がいがあるという理由で入園の条件を付けず、誠実に対応することを継続的に指示してお</p>	

ります。

今後も、保護者の思いに寄り添い、幼児一人ひとりの状況に応じた適切な対応が行えるよう、各園への支援に取り組んでまいります。

就学・進学の際には、児童生徒一人ひとりへの適切な医療的ケアの実施に向け、保護者からの聴き取りや主治医面談等を通して、学校における医療的ケアの内容について確認したうえで、学習をはじめとする学校生活の様々な状況に応じた支援等、地域の学校で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、保護者の負担軽減のため、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備に取り組んでおります。

担当

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課

電話：06-6684-9709

教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当

電話：06-6208-8173

教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当

電話：06-6327-1009

番号	障害児入所施設からの要望事項 4
項目	<p>令和5年5月18日の貴市会定例会において横山市長は「最優先で取り組むことは、『子育て・教育の無償化』です。大阪市では、国に先駆け3～5歳児の幼児教育・保育無償化を進めてきました。その後、国制度が創設され、残るは0～2歳児ですが、所得制限などにより一部の子どもだけの無償という状況となっております。社会全体で子どもを育てるという観点から、所得制限のない無償化を現実のものとするべきです。」と施策方針演説をされています。高校無償化は進んだものの児童発達支援については様々な条件付きで進められており、高額納税者の区分けも37,200円まで段階も設定されず、未だ負担を強いられている保護者は少なくありません。障がいのある子どもをもつ保護者が安心して産み、育てられるよう、児童発達支援事業の利用者負担額無償化の早期かつ確実に実現していただくよう今一度求めたい。</p> <p>*令和7年度予算案では、上記の市長演説と異なり、第2子の無償化とされ、第1子は対象に含まれていません。公言通り、全ての子どもの無償化を要望します。</p>
	<p>(回答)</p> <p>幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である、との考えのもと、少子化対策の一環として、令和元年10月から国制度における幼児教育の無償化が始まり、3～5歳児を対象に、児童発達支援、障がい児入所支援を含む就学前の障がい児の発達支援の無償化が実施されました。</p> <p>本市においては、どのような家庭状況であっても、等しく、子育てができる環境の整備を推進するため、令和6年9月サービス利用分より、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）について、国制度の無償化対象とならない0～2歳児の第2子以降の児童発達支援等の利用者負担額を無償化しました。</p> <p>今後についても、障がいがある子どもを持つ保護者の負担軽減に対し必要な施策について検討を進めてまいります。</p> <p>また、障がい児通所給付、ならびに障がい児入所給付における利用者負担については、本来であれば全国共通のものとして定められるべきものと考えており、誰もが安心して子育てができるよう、利用者負担額の無償化について、国へ要望しているところです。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	障害児入所施設からの要望事項 5
項目	<p>障がい児が利用する障害福祉サービス利用料について、現在3段階の所得制限による限度上限額が定められている。上限額が37,200円の世帯では高額負担を強いられることから放課後等デイサービス等の利用回数を控えざるを得ないケースも生じる。保護者の所得により子どもが必要とする支援を十分に受けられないことがないように所得制限の撤廃または段階の見直し(4,600から37,200の間に10,000、20,000程度の上限の設定等)を国に要望していただくと同時に、市独自の支援策を講じていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児通所給付費に係る利用者負担については児童福祉法及び児童福祉法施行令等により規定されています。本市においても、その法令に基づき、障がい児通所給付費に係る負担上限月額については、市民税課税世帯であり、所得割額が28万円未満である世帯を所得区分一般1として月額4,600円、所得割額が28万円以上である世帯と所得分一般2として月額37,200円の利用者負担額を決定しています。</p> <p>なお、児童発達支援については、本市独自事業として国制度の無償化対象とならない0～2歳のうち、第二子以降について無償化とする児童発達支援利用者負担給付事業を令和6年9月サービス提供分以降を対象に開始しています。</p> <p>就学児が利用する放課後等デイサービス等においても保護者の負担を軽減することや、公平性の観点から、国において一般1と一般2の間に新たな所得区分を設ける等、一般2の世帯の負担上限月額の軽減措置を講ずるようほかの政令市と連携して継続的に国に要望しているところです。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	障害児入所施設からの要望事項 6
項目	<p>2021 年度より福祉型障害児入所施設の職員配置は4対1となったが、虐待によるケアニーズの高い児童の入所増加や自閉症等の発達障がい児への個別対応、各学校への送迎や協議など現行の職員配置では不十分である。また夜勤体制になり、日中の人員確保や個別による保護者対応も増加していることから、児童の安心と安全を確保する為に、職員配置を3対1とすることを国に強く要望して頂きたい。更に、職員配置が3対1に改善されるまでは、大阪市独自の加算等の制度創設を重ねてお願いしたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>児童福祉法に基づく福祉型障がい児入所施設については、令和3年度より4.3対1から4対1となったところです。</p> <p>今後も、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができる適切な報酬単価への改善等を引き続き国に対して要望してまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	障害児入所施設からの要望事項 7
項目	<p>現在「被虐待児受入加算」が算定されており、加算費は対象児童1名につき1ヶ月「40,900円」支給されているが、期限が1年間のみと決められている。しかし、虐待児童の支援は1年間で終わることはなく、心理的な支援や「こころケア」の受診付き添い、保護者との対応など長期間の支援が必要であることから、1年間という期間を3年間に延長してほしいと国に要望していただくとともに、それまでの間については、大阪市独自で何らかの手立てを検討頂きたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設における被虐待児受入加算については、虐待を受けて障がい児施設に入所する児童に対し、よりきめ細かな支援が行えるよう、施設のニーズに応じた一層の支援体制の充実を図り、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とし、国の定める被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱に基づいて、対象となる障がい児を受け入れる施設に支弁しています。</p> <p>また、令和6年度から被虐待児への支援の充実を図るため、関係機関とも連携しながら、被虐待児に対し心理面からの支援を行った場合の評価を行う要支援児童加算が新設されています。</p> <p>虐待を受けた児童に対しては、その都度心理的ケアや見守り等、手厚い支援が重要であり、必要な支援が安定的に提供される体制を整えるためにも適切に評価されるべきであると考え、期間や算定回数など、支援の実態に応じた必要な見直しについてほかの政令市とも連携しながら国に対し要望しているところです。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	障害児入所施設からの要望事項 8
項目	<p>校外学習の諸費用や学校内でのクラブ活動に参加する際に必要な物品の購入、試合等の遠征に係る交通費は、現在措置費の支弁がなく施設負担または本人の児童手当を活用しているが、退所の際にかかる費用を確保する為、できる限り手当の使用は避けたいこともあり、学校内での校外学習費用やクラブ活動に係る支弁についても国に要望して頂きたい。</p> <p>なお、「校外学習諸費用」「クラブ活動に係る給付金」を、国が支給するまでの間については、大阪市独自の支給方法など何らかの手立てを検討いただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設における措置費については、国が定める要綱に基づき支弁しているところですが、障がい児入所施設に入所する児童が、在籍する義務教育諸学校や特別支援学校において実施する夏季等の林間・臨海学校等や、修学旅行に参加する場合には、それぞれ夏季特別行事費、見学旅行費が支弁の対象となります。そのほか、学校行事や学習の一環として行われる校外学習にかかる諸費用については、通常支弁している教育費等の対象となる場合があります。</p> <p>また、学校生活に必要な教材等やクラブ活動に参加する際に必要な物品の購入についても、当該クラブの全児童が必ず購入することとなっている用具類であって、学校長が指定するものの購入については、別途教育費として支弁することもあります。遠征費等、当該学校に通うすべての児童が必ず要するものでない場合は、教育費の対象にはなっておりません。</p> <p>これら障がい児入所施設に措置により入所する障がい児が学校生活に要する諸費用の支弁については、児童養護施設等において定められている措置費の取り扱いと差異があること等から、本市としましても、児童の生活や支援の実態に応じた必要な見直しについて、国に対し引き続き要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課</p> <p>電話：06-6208-8076</p>

番号	障害児入所施設からの要望事項 9
項目	<p>児童が、施設から地域移行をする際、障害福祉サービスを利用してグループホームの体験利用をしているが、措置停止により受診券が利用できない。現状は、児童が病気や怪我により通院等をする際、関係機関に連絡等を行い通院している現状がある。受診券は、児童福祉法に基づき、児童福祉施設等に入所児童に対して発行している医療費の公費負担制度であることから、措置停止中であっても利用できるよう国に要望していただきたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>受診券による医療費公費負担は、児童の措置入所にかかる費用の支弁であることから、措置が停止されている期間は対象外となります。</p> <p>一方で、措置児童の円滑な地域移行に際して短期入所やグループホームの体験利用が必要となる場合が多い現状を踏まえ、措置児童が短期入所やグループホームの体験的利用ができるよう制度を創設するよう、今後も引き続き要望を行ってまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	障害児入所施設からの要望事項 10
項目	<p>携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段として、日常生活において有効なものとなっており、中学生以上の携帯所持率は90パーセントを超え、生徒間の連絡もモバイル端末でのコミュニケーションが一般的になっています。児童養護施設等に入所する児童と同じよう、措置費から通信料を支弁できるよう国に要望していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設における措置費の支弁に関して、必要な見直しを行うよう国へ要望しているところです。また、見直しに際しては児童養護施設等の児童福祉施設と同様の見直し内容とするよう併せて求めており、今後につきましても必要な要望を行いつつ、国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	障害児入所施設からの要望事項 11
項目	<p>法改正や社会的要因があり、障がい児入所施設への入所理由や障がい程度が多様化している。これに伴い職員へ求められる専門性や手厚いケアニーズが高まっているものの、看護師や心理士等専門職の配置、福祉サービスや社会資源の利用においては、かなりの制限がある。また、児童養護施設と比して、小規模ユニット化などの設備整備費は進んでいない。制度上の枠組みは「高齢者施設等」分類されることが多く、他の児童福祉施設と大きく異なっていることで差ができる実情は改善されるべきであることから、まずは福祉型障がい児入所施設の実態把握について国に要望して頂きたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設における措置費の支弁に関して、人員体制や加算の算定等、必要な見直しを行うよう国へ要望しているところです。また、見直しに際しては児童養護施設等の児童福祉施設と同様の見直し内容とするよう併せて求めており、今後につきましても必要な要望を行いつつ、国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	障害児入所施設からの要望事項 12
項目	<p>令和6年度以前の予算要望において、当協議会より大阪市に対して要望した項目のうち、国や大阪府等に対して必要な対応・要望すると回答されていたが、その後の経過及び進捗状況等について教えていただきたい。</p> <p>過去の要望事項（一部省略）</p> <p>① 大阪市内の保育所等で働く保育士を支援する各種事業の対象拡大について障害児施設で勤務する保育士にも各種事業の対象とするよう要望する。また、数年にわたり同要望をお願いしており、国に対し要望すると回答をいただいているが、大阪市独自の積極的な施策もあわせて求めたい。（再掲）</p> <p>② 休等代替職員補助金の対象施設拡大について（通所・入所共通）</p> <p>利用者の適切な処遇確保を目的として、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病の為、長期にわたって休暇を必要として休業する場合は、産休代替職員を臨時的に任用する為の補助金が、保育施設や児童養護施設、児童心理治療施設等に存在する。同じ子どもを対象とした施設である為、障害児施設を対象とするよう要望する。</p> <p>③ リモート支援（オンライン保育）による算定の継続について</p> <p>令和6年度障害福祉サービス報酬改定における家族支援の中でオンラインによる相談・援助も対象とされたが、代替支援は含まれず単位も低く設定されている。</p> <p>感染予防の他、入院、家庭環境や引きこもり等、様々な理由で支援に通えない児に対する児童発達支援の代替支援として算定可能なよう、国へ要望していただくとともに大阪市独自の施策を講じていただきたい。</p>
	<p>（回答）</p> <p>①</p> <p>児童発達支援事業を含む障がい福祉サービス等の報酬については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で1.12%のプラス改定がなされました。</p> <p>また、国においては、従来の処遇改善加算を一本化し、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。</p> <p>児童発達支援事業では、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」により、直接処遇職員として、児童指導員又は保育士のうちいずれかの配置が求められております。また、福祉型・医療型障がい児入所施設においては、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」により、直接処遇職員として児童の数に応じて児童指導員及び保育士の配置がそれぞれ1人以上求められて</p>

おります。またこのほか、施設の態様により嘱託医、看護職員、栄養士、調理員等の従業員の配置が求められており、保育士をはじめとして様々な職種の福祉人材の確保がきわめて重要であることから、引き続き福祉人材の確保に向けた取り組みに努めてまいります。

②

サービス給付費及び措置費には必要な人員を配置するための費用も含まれていることから、給付費及び措置費を適切に支弁することで利用者の適切な処遇確保のために必要な人員は確保されていると考えております。今後とも、障がい児の適切な処遇確保にかかる取り組みを進めてまいります。

③

児童発達支援や放課後等デイサービスについては、通所による支援を前提としていることを踏まえつつ、新たな支援手法としてリモートによる支援等については、国の動向を注視してまいります。

担当

福祉局 障がい者施策部 障がい支援課
電話：06-6208-8076

番号	児童心理治療施設からの要望事項 1
項目	<p>児童心理治療施設においては、児童に対する心理治療が義務付けられており、児童に専任の心理療法士が配置されている。心理療法については、遊戯療法やカウンセリングなどを実施しているが、概ね特定の日時に週1回50分個室で行うことが必要となっている。しかしながら、建物の関係で心理治療が実施できるプレイルームなどのスペースの確保が困難な状態となっており、十分な効果があがっているとは言えない現状にある。</p> <p>効果的な治療を進めるため、プレイルームの整備や増築等の設備費用を求める。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市が所管する児童心理治療施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第72条に基づき、遊戯室（プレイルーム）を設置しております。</p> <p>しかしながら、既存施設を改修し児童心理治療施設を設置したことなど建物上の制約もあり、プレイルームスペースの確保が困難な状況となっております。</p> <p>新たにスペースを確保するためには、施設の増改築や新たな用地の確保等、種々の課題があることから、今後、施設の整備計画とも合わせて検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課</p> <p>電話：06-6208-8292</p>

番号	児童心理治療施設からの要望事項 2
項目	<p>入所事業については職員配置基準の見直しが行われ一定の改善が行われた。</p> <p>厚労省は、児童心理治療施設の通所事業について、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要と位置付けているが、職員配置基準の見直しは行われなかった。</p> <p>通所機能の活用として、児童養護施設の入所児童の二重措置は認められたが、このことだけでは、地域のこども＝通所児童への治療・支援の充実強化が見込める状況にはない。</p> <p>一方で通所が必要な児童が障害児デイケアと併用できないなど弊害が出てきている。</p> <p>通所機能を最大限活用するためには、アウトリーチ型の支援が重要といえ、それに見合うための職員配置基準の改正が急務であり、そのための予算措置を求める。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。</p> <p>職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望していきたいと考えております。</p> <p>なお、令和3年度より、心理療法を行う必要があると認められた地域のこどもに対する支援として、児童養護施設等において、心理療法担当職員を加配しアウトリーチ型の支援を行えるようになっております。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課</p> <p>電話：06-6208-8292</p>

番号	児童心理治療施設からの要望事項 3
項目	<p>児童心理治療施設には、感情統制力の困難さを有する児童が多く入所している。感情統制力を失い、興奮している子どもは自力で落ち着くことは難しく、自傷他害へ至ることが多い。この場合、まずその子どもを“刺激から離す”方法が有効であり、児童自身の対処スキルを増やすことも期待でき、生活の安全性も高められ、より治療的な環境を整えられる。</p> <p>このように刺激が少なく、自傷他害に及ばない環境ともなり得るクールダウン室の設置は必要不可欠で、他の地方自治体においても児童心理治療施設には必ず設置されている現状がある。</p> <p>しかし、大阪市管轄内の指定管理で運営されている児童心理治療施設が委託時に、必要なクールダウン室が未整備で心配な状態が続いている。</p> <p>大阪市の責任として、児童の安全確保に加え職員の安全のためにもクールダウン室の設置を求める。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市としても、感情統制力を失い興奮しているこどもに対し、クールダウン室の設置は有効であると考えております。</p> <p>この間、指定管理者との協議によりクールダウン室として転活用していただいたものがありますが、建物上の制約がある中、新たなスペースの確保が困難な状況となっております。</p> <p>今後もスペースを確保できるよう施設内の部屋の転活用などについて指定管理者と協議を進めるとともに、施設の整備計画とも合わせて検討してまいりたいと考えております。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8292</p>

番号	児童心理治療施設からの要望事項 4
項目	<p>里親支援については里親支援センターが中心となり進められていくことになるが、児童心理治療施設では里親不適応を起こした児童の入所が増えている。高機能化、多機能化を求められる中、大阪市として児童心理治療施設へ求める里親支援の内容を明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>里親支援専門相談員が行う業務について、こども家庭庁支援局長通知「里親支援専門相談員の配置について」には、所属する施設に在籍している児童の里親委託推進・委託に向けた調整と、施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援、週末や長期休暇等を利用した家庭生活体験の調整等が記されています。</p> <p>児童心理治療施設の入所児童のうち、里親等委託後における相談援助等を担っていただき不適応が生じないように、必要な助言および支援をしていただきますようお願いします。また、保護者の面会または一時帰宅の機会がない等、家庭生活を体験させることが望ましいと考える児童については、引き続き週末里親事業の活用を検討していただくようお願いします。</p>	
担当	<p>こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100</p>

番号	児童心理治療施設からの要望事項 5
項目	<p>近年、益々施設利用児童の支援内容は複雑で多様化している。全国的な調査でも児童心理治療施設の入所児童は、ほとんどの子どもが虐待を体験しており、自閉症スペクトラムと診断される子どもは約4割、多動性障害を疑われる子どもも多い。児童養護施設や里親、児童自立支援施設からの措置変更も増えており、感情のコントロールが著しく身に付いておらず、激しい暴言・暴力へと一気に行動化するケースが増えている。また日常生活指導上も身辺自立（排泄の支援が必要）が儘ならない子どもや障がいサービスの利用が望ましい子どももあり、精神科薬の服薬率も6割を超えている。</p> <p>しかしながら、直接支援職員の配置基準が3：1となっているものの、地域小規模児童養護施設ではほぼ1：1まで引き上げられたことを考慮すると、日常生活支援を正常に送ることのできる人員の配置とはいえない。児童心理治療施設では日常生活においても心理治療を実施しており、より専門性の高い心理治療を実践するためには直接支援職員の増員が必須といえる。措置費への上乗せは全国規模で要求しているが、大阪市の管轄という大都市型でハイリスクなケースを沢山扱う土地柄を充分ご理解頂き、先ず現在の配置基準を上乗せした直接支援職員の大幅な増員（大阪市独自で市単費の加配）を求めるものである。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、本市単独の加算制度である児童養護施設等入所（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。</p> <p>職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望してまいりたいと考えております。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8292</p>

番号	児童心理治療施設からの要望事項 6
項目	<p>暴力行為に出た子どもの対応をするのは困難であり、急速に被害状況が拡大するときは課題を細かく分け、職員が対応することになる。1人だけで対応するのは困難かつ危険であり、複数職員の対応が常に必要である。役割を分担し、職員がチームとして次々と連続し連携して関わって行く必要がある。身体が大きく力の調整がきかない中高生の子どもが暴れ出すと、研修を受け訓練された職員でも1度に3人は傍らに付いて対応しなければ、子ども・職員双方とも安全・安心が守れない現状を理解して頂きたい。場合によっては、この対応が一晩中続く事もある。更に一時保護所の活用がままならない大阪市の状況下では、長期渡り緊急対応を施設が行う事になる。しかし現行の配置基準では緊急対応した後に、疲弊した職員を充分休養させることは難しい。継続して働いて貰わねば、通常勤務である日常生活上のローテーションを維持できない事が問題である。緊急対応の長期化（暴力が治まった後も個別指導という個別プログラムの実施が存在する）と、日常生活業務のローテーションが重なると、職員の疲労は更に加速する。精神的に余裕が無くなり健康な状態が維持できず、バーンアウトし休職・退職せざるを得ない職員が発生することになる。また疲労が蓄積すると子どもや環境に対し不適切な対応をしてしまいかねない緊迫した状況も起こり得ることをご理解いただきたい。そのような危険な状況に職員を追い込まぬよう、職員の加配もしくは児相からの緊急時における応援職員（CVPPP等の研修及び訓練を終えた方々が好ましい）派遣等の対策を考える必要がある。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、本市単独の加算制度である児童養護施設等入所（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。</p> <p>職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望してまいりたいと考えております。</p> <p>また、入所児童の暴力行為等が生じた際、施設内において緊急対応が必要となり、専門性を有する職員の方々であっても、児童・職員双方の安心・安全が守れない状況となることについては理解できるものであります。</p> <p>しかしながら緊急時という速やかな対応が求められる場面において、その対策として児童相談所から応援職員を派遣することは、一時保護所を含む児童相談所内での本来業務を担う中、非常に困難であることはご理解いただきたいところであります。</p> <p>つきましては、児童や施設職員に危険がおよぶような状況においては、緊急時の安全確保という観点から警察への相談も視野に入れた対応を検討されたいと存じます。</p>

担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8292 こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100
----	--

番号	児童心理治療施設からの要望事項 7
項目	<p>入所児童の抱える課題が重篤かつ複雑化している状況を背景に、個別の生活支援や指導・訓練が必要な子どもが増え続け、職員の傷つきやストレスによる休退職は増えており、人材の確保・定着・育成は喫緊の課題となっているが、施設・法人単独での対応では追い付かない状況となっている。人材不足は子どもへの支援・治療低下へ直結する問題であり、これ以上バーンアウト職員を増やさないためにも育成支援やメンタルヘルス対策を大阪市として講じていただきたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>児童養護施設等職員の人材確保と育成を目的としましては、職員の人材確保、資質向上のための研修事業として、実習生への指導のため、代替職員の雇用や職員の資質向上のための研修の参加費用についての補助事業を実施しております。</p> <p>また、人材確保策として職員の処遇改善は一定の効果があると考えますが、措置費において、社会的養護を担う施設及び事業所に従事する職員の処遇を改善するため、収入を月額9,000円引き上げるための措置として令和4年2月から実施しておりました社会的養護従事者処遇改善事業が、令和4年10月から社会的養護従事者処遇改善加算として位置づけられ、引き続き社会的養護処遇改善加算の実施と併せて、施設職員の処遇改善が図られているところです。</p> <p>しかしながら、まだまだ人材が不足している状況をふまえ、国に対し、引き続き職員処遇のさらなる改善や施設職員の人材確保のための支援策につきまして、他都市とも連携しながら、働きかけを行ってまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050</p>

番号	児童心理治療施設からの要望事項 8
項目	<p>施設からの進学率も増えている中、高校生も塾に通う高校生も増えている。高校生の進学に関する塾費は一般的に考えても、高校受験の塾より大学受験の塾費用の方が高額である。</p> <p>現在特別育成費の補助費は月額費用として考えられている。高校3年生だけでも夏期・冬期講習代を含んだ金額に増額をお願いしたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>現状、高校生の塾代に対して、措置費の支弁が不足しているケースがあることやその不足分を施設が持ち出していることは認識しており、こどもが将来の自立に向けて必要な力を身に付ける機会を確保するため、上限のない実費額の支弁について、引き続き国に対して要望してまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356</p>

番号	児童心理治療施設からの要望事項 9
項目	<p>児童心理治療施設の入所児童は、周囲の少しの刺激（音や声掛けだけでなく、五感すべてに対し生じる事がある）で過剰反応してしまいがちである事が多い。少しの口喧嘩でも、一旦落ち着いたようになっていても、同室で居るとたちまち不穏になり、人間関係の不調と他児への飛び火、諍いが拡大することも多い。複数の子どもたちで過ごす居室では、自分自身の居室が落ちつける場では無くなってしまっている現状がある。</p> <p>また家庭で性的な暴露や刺激を受けてきたこどもの入所が増加し、子ども間の性問題、特に同性間の性問題が頻発する状況になっている。性問題を防止するためには居室の個室化が必須であると考え。</p> <p>このように、こどもの最善の利益を確保するため、刺激を少なくし、1人で落ち着く環境を提供できるよう、措置権者かつ建物の所有者として大阪市の責任において、現在3施設ある児童心理治療施設の全居室個室化の早期実現を求める。</p> <p>同じ大阪市管の指定管理施設間で、一部屋あたりの人員差異（全個室～3人部屋まで）がそのままかなり長期間生じる事は大都市圏の施設として由々しき問題である。</p>
	<p>(回答)</p> <p>現在、本市が所管する弘済のぞみ園が建替えにより、令和12年度全個室化する整備を進めております。</p> <p>一方で、児童院および長谷川羽曳野学園の整備については未定となっておりますが、情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）運営ハンドブックにおいては、「治療上のような居室が望ましいか考慮する必要がある」との見解もあることから、施設の老朽化対策や施設ニーズ等を考慮した上で、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356</p>